次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月6日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役

石油天然ガス開発技術本部長 江波戸 俊和

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名 2020年度技術センター実験用特殊ガス購入

(2) 内容 実験用各種特殊ガスの購入(詳細は入札説明書による)

(3) 契約期間 2020年4月1日から2021年3月31日まで

(4) 購入形態 必要とするガスの種類及び数量は都度、機構の指示により発注。

(5) 納入場所 〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目2番2号 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

(6)納入期限 特別の事情のない限り、発注日の翌々日までに納入する。

(7)入札方法 一般競争入札

入札金額は、ガスの種類(品名)ごとの「ガス容量」当たりにおける単価(納入するまでの一切の経費を含む)を記載すること。落札決定は、各単価にそれぞれの「年間予定数量」を乗じて計算した価格の総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額(総価)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項下記全ての条件を満たすものとする。

- (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の「競争参加者の資格に関する公示」の「3競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和 01·02·03 年度(平成 31·32·33 年度) 競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」で「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日までに競争参加者資格審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4)本公告に示した業務を遂行することができることを証明するため、下記ア. 及び

イ. を証明するための書類を別途指定する日までに下記3.(1)の場所に提出の上、機構担当職員から認められた者。

- ア. 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) による製造販売事業の有資格者 であること
- イ. 千葉県内に本店、支店又は営業所等を有するものであること
- (5) 下記3.(2)による入札説明書の交付を受けた者。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2番 2号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス開発技術本部 管理・研修部管理課(担当:太田、瀬沼)

Tel:043-276-4300 E-mail:trc-nyuusatsu34@jogmec.go.jp

(2)入札説明書の交付

入札参加希望者に、上記(1)において本公告の日から令和 2 年 2 月 20 日 (木) までの間、電子メール又は手交にて交付する。(交付時間:平日の 10:00~12:30、13:30~17:30)

- (3)入札説明会の開催の有無 無
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出期限の日時及び場所等 令和2年2月27日(木)15時00分

上記(1)の場所へ、入札説明書に示す証明書等とともに郵送(必着) または持ち込みにより提出のこと。

(5) 入札書の提出及び開札の日時及び場所

令和2年3月2日(月)10時30分

〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2番 2号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

5. その他必要な事項

- (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (2)契約書作成の要否 要
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 手続における交渉の有無無
- (5) 本事業に係る契約締結は、当該契約に係る令和2年度予算が成立し、予算配賦が なされることを条件とします。予算状況により変更となる場合がありますので、 あらかじめご了承ください。

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と 契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況につい て情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若し くは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構に おける最終職名
- ②機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3)機構に提供していただく情報
 - ①契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構に おける最終職名等)
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4)公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として93日以内

以上